



マイシティライフ 223号

平成30年9月1日発行
(年2回発行)

みやこ

「京・くらしのサポーター」大募集!

京都市では、京都市消費生活総合センターと協働で、消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動を担っていただく、「京（みやこ）・くらしのサポーター」を募集します。

なお、平成30年度は「京（みやこ）・くらしのサポーター」養成講座を受講していただき、平成31年度から、様々な啓発活動をしていただきます。

- 【活動内容】
- 1 各区で行われるふれあいまつりへの啓発ブース出展
 - 2 出前講座における寸劇（補助講師）
 - 3 その他、消費生活に関する啓発



ふれあいまつり啓発ブース出展の様子



出前講座寸劇の様子

★ 京都市内在住の18歳以上の方か、京都市内へ通勤・通学されている18歳以上の方で、平成31年度以降に京都市内で活動できる方が参加できます！

申込方法は、次のページをご覧ください！

消費生活
情報誌
今号の
消費者川柳

いりません いらない時は はっきりと （左京区在住の方の作品）

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方（中学生以下を除く。）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 はがき又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。

市民による自治120年

京都市
CITY OF KYOTO

平日だけでなく、
土日祝にも活動を行っているので、
お仕事をされている方でも参加しやすいです！
まずは説明会にお越しください！



「京・くらしのサポーター」登録説明会

日 時：1 回目 平成30年 9 月28日（金）

午前10時～午前11時30分（受付開始 午前 9 時40分）

2 回目 平成30年 9 月29日（土）

午前10時～午前11時30分（受付開始 午前 9 時40分）

場 所：京都市消費生活総合センター 研修室

（駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関をご利用ください。）

定 員：各20名（申込先着順。定員に達しましたら、申込みを締め切ります。）

※ 参加は**無料**です。また、**2回とも内容は同じ**ですので、都合の良い方にご参加ください。

※ **「京・くらしのサポーター」養成講座の受講を希望される方は、必ず参加してください。**

なお、**この説明会に出席したからといって、必ずしも養成講座を受講しなければならないものではありません。**

参加を希望される方は、氏名、年齢、電話番号と参加希望日を以下の申込先までご連絡ください。

申込先 京都いつでもコール（京都市市政情報総合案内コールセンター）

午前8時～午後9時【年中無休】

TEL 075-661-3755 **FAX** 075-661-5855

※ お掛け間違いにご注意ください。



ホームページ 送信フォームをご利用ください。

京都いつでもコール

検索

申込期間 平成30年 9 月4日（火）～9月14日（金）

当センターのホームページにも詳細について掲載していますので、
ぜひご覧ください！



消費生活総合センターで開催します！ ～無料相談会・セミナーのご案内～

◎行政書士による「相談会」

幅広く暮らしの手续に関する相談に応じます。

相談日 平成30年 9 月19日（水）

平成30年11月21日（水）

平成31年 1 月16日（水）

平成31年 3 月20日（水）

相談時間 13時半～16時半（最終受付16時）

予約不要

◎行政書士による「終活セミナー」・「相談会」

詳細は、10月1日号市民しんぶんをご覧ください。

◎京都民事調停協会の調停員による「無料相談会」

調停を進めるための具体的な方法を説明します。

相談日 平成30年 9 月12日（水）

相談時間 13時半～15時半（最終受付15時）

予約不要

◎京都民事調停協会の「民事調停セミナー」・「相談会」

詳細は、10月1日号市民しんぶんをご覧ください。

◎司法書士による「セミナー」・「相談会」

詳細は、11月1日号の市民しんぶんをご覧ください。

架空請求のはがきにご注意ください！

相談事例



「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたはがきが妻宛てに届いた。「利用した会社から契約不履行による訴状が提出された。」と書かれており、取り下げ期日が翌日になっていたので慌てて電話をした。電話に出た担当者から弁護士を紹介され、「その弁護士に取り下げ料を払うように。」と指示された。コンビニに行って支払うよう言われたが、怪しいと思った。覚えがないが、払わなければならないだろうか。

アドバイス

- 正式な裁判手続の通知がはがきで届くことはありません。
- はがきに書かれている連絡先に連絡をしてしまうと、相手とのやり取りの中で自分の個人情報教えてしまい、さらに金銭を請求される恐れがあるため、相手にしないでください。
- 「コンビニに行って支払うように。」と指示されるケースが多く見られます。「コンビニでプリペイドカードを購入し、書かれているカード番号を教えるように。」などと指示された場合は、不審な取引の可能性があるので決して応じてはいけません。

ポイント

- 1 具体的な請求内容が書かれていないはがきは、架空請求の可能性が高いです。身に覚えがなければ、相手にせずに見捨てましょう。
- 2 こちらから連絡をするとあなたの個人情報を相手に教えることになります。絶対に連絡をしないでください。
- 3 消費生活総合センターに相談しましょう。
困ったときは、速やかに京都市消費生活総合センター（075-256-0800）にご相談ください。
※京都市以外に住んでいる方は、地域の消費生活センターまたは消費者ホットライン（188）にご相談ください。

公益社団法人京都不動産研究協会との共催による「不動産無料相談会」のご案内
弁護士、不動産鑑定士等が、不動産に関する相談に総合的にお答えします。

相談日	場所	相談時間
平成30年 9 月 7 日(金)	消費生活総合センター	10時～正午, 13時～16時 (受付9時半～15時半)
平成30年11月 9 日(金)	ひと・まち交流館 京都	
平成31年 2 月 8 日(金)	ひと・まち交流館 京都	予約不要

消費生活総合センターのご案内

相談無料

受付時間 平日 午前9時～午後5時



クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL257-9002)を受け付けています(午前10時～午後4時、電話相談のみ)。
- ホームページ上から相談を受け付けるインターネット消費生活相談もご利用ください。

■多重債務相談

☎256-3160
さいむゼロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

面談による相談も受け付けています。

■京都市民法律相談(予約・問合せ)

京都弁護士会に委託し、弁護士による法律相談を市民の皆様にも無料で実施しています。

弁護士による京都市民法律相談は、消費生活総合センターのほかに、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。

区役所・支所の予約受付時間は、希望される相談日の週の月曜日から相談日当日まで(午前8時半～午後5時)

場 所	電話番号	定員
消費生活総合センター	256-2007	月曜 12名 火・木曜 8名 金曜 14名 毎月第2・第4水曜夜間 18名
北 区役所	432-1208	12名
上京区役所	441-5040	6名
左京区役所	702-1029	12名
中京区役所	812-2426	6名
東山区役所	561-9114	6名
山科区役所	592-3088	12名
下京区役所	(予約専用) 754-8769 (問合せ先) 371-7170	6名
南 区役所	(予約専用) 632-8171 (問合せ先) 681-3417	12名
右京区役所	861-1264	12名
西京区役所	381-7197	12名
西京区役所洛西支所	332-9318	6名
伏見区役所	611-1144	12名
伏見区役所深草支所	642-3203	6名
伏見区役所醍醐支所	571-6135	6名

※各区役所・支所は地域力推進室まちづくり推進担当で実施

京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル 西館4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801

【閉庁日】

土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)



センターのホームページは
上記のQRコードから
ご覧ください。

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成30年9月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第303065号



再生紙・ベジタブルオイル
インキを使用しています。